

## 発行者情報

【表紙】

【公表書類】

【公表日】

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【担当 J-Adviser 及び担当 F-Adviser の名称】

【担当 J-Adviser 及び担当 F-Adviser の代表者の役職氏名】

【担当 J-Adviser 及び担当 F-Adviser の本店の所在の場所】

【担当 J-Adviser 及び担当 F-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

【電話番号】

【取引所金融商品市場等に関する事項】

【公表されるホームページのアドレス】

発行者情報

2025年9月30日

株式会社ライフクリエイト  
(Life create Co.,Ltd)

代表取締役社長 有富 修

福岡県北九州市小倉北区魚町三丁目1番10号

(093)383-8460 (代表)

管理部長 岩佐 栄俊

フィリップ証券株式会社

代表取締役社長 永堀 真

東京都中央区日本橋兜町4番2号

<https://www.phillip.co.jp/>

(03)3666-2321

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

福岡証券取引所 Fukuoka PRO Market

また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

株式会社ライフクリエイト

<https://lifecreate-kc.co.jp/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

証券会員制法人福岡証券取引所

<https://www.fse.or.jp/>

## 【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Market 及び Fukuoka PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market 及び Fukuoka PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時ににおける役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役員又はこれらに準ずる者をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Market 及び Fukuoka PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market 及び Fukuoka PRO Market においては、J-Adviser 及び F-Adviser が重要な役割を担います。TOKYO PRO Market 及び Fukuoka PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動する J-Adviser 及び F-Adviser を選任する必要があります。J-Adviser 及び F-Adviser の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられる TOKYO PRO Market に係る諸規則及び福岡証券取引所のホームページ等に掲げられる Fukuoka PRO Market に係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所及び福岡証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部【企業情報】

### 第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

### 第2【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第19期中	第20期中	第18期	第19期
決算年月	自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日	自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月30日	自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日	自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日
売上高 (千円)	1,011,834	1,173,655	1,987,083	2,026,271
経常利益 (千円)	28,921	71,328	89,580	34,428
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益 (千円)	26,644	46,654	62,210	45,307
中間包括利益又は包括利益 (千円)	26,644	46,654	62,210	45,307
純資産額 (千円)	169,887	235,205	143,243	188,551
総資産額 (千円)	1,357,784	1,692,756	1,169,389	1,602,852
1株当たり純資産額 (円)	424.72	588.01	358.11	471.38
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	66.61	116.64	155.53	113.27
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	12.5	13.9	12.2	11.8
自己資本利益率 (%)	17.0	22.0	55.5	27.3
株価収益率 (倍)	-	-	-	11.0
配当性向 (%)	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	79,146	16,327	202,341	7,472
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	12,906	33,093	57,103	26,284
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	138,689	34,413	350,886	334,742
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	486,330	619,948	281,402	634,956
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	51 (34)	54 (45)	43 (35)	50 (38)

(注) 1. 当社は、第19期中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、第18期の中間連結経営指標等については記載しておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 株価収益率については、第18期及び第19期中間連結会計期間は当社株式が非上場であったため記載しておりません。また、第20期中間連結会計期間は、売買実績がなく株価を把握できないため記載しておりません。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中平均人員を( )外数で記載しております。
6. 2024年3月27日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いました。第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間(当期)純利益を算定しております。

## 2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容に重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

### （1）連結会社の状況

2025年6月30日現在

セグメント名称	従業員数（人）
リユース事業	43（39）
ライフサポート事業	3（1）
不動産事業	
全社（共通）	8（5）
合計	54（45）

（注）1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2．全社（共通）として記載されている従業員数は、主に管理部門などに所属しているものであります。

### （2）発行者の状況

2025年6月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
51（44）	35.0	3.9	3,599

セグメント名称	従業員数（人）
リユース事業	43（39）
不動産事業	
全社（共通）	8（5）
合計	51（44）

（注）1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2．全社（共通）として記載されている従業員数は、主に管理部門などに所属しているものであります。

3．平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

### （3）労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

### 第3【事業の状況】

#### 1【業績等の概要】

##### (1) 業績

当中間連結会計期間における我が国経済は、雇用・所得環境の改善を受け、景気は緩やかな回復傾向となりました。資源価格の高騰や地政学リスク、米国の通商政策への懸念など、依然として先行きが不透明な状況が続いております。リユース業界におきましては、SDGsへの意識の高まりや環境負荷低減のニーズの高まりを背景に社会がサステナブルな消費行動へ変化していることや、物価高に伴う中古品・リユース品への需要増加などを背景に市場全体が拡大してきておりますが、人件費の上昇及び人材不足などで厳しい環境が続いております。

このような外部環境に対応するために、当社はさまざまな取組みを進めて参りました。商品政策におきましては、地域における知名度向上に努め、全体の商品調達力を高める取組みを実施しています。特に買取の見直しに注力し、商品ラインナップの充実による収益性アップを目指します。店舗政策においては、お客様が再来店したくなる売場づくりを目指し、安心感を大切にしながら見やすい・探しやすい・手に取りやすい売場を推進しております。

以上の結果、当中間連結会計期間における売上高は1,173,655千円（前年同期比16.0%増）、営業利益は75,730千円（前年同期比141.5%増）、経常利益は71,328千円（前年同期比146.6%増）、親会社株主に帰属する中間純利益は46,654千円（前年同期比75.1%増）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

##### <リユース事業>

リユース事業におきましては、福岡県北九州市を中心に、福岡県・沖縄県・山口県・広島県・熊本県・佐賀県に電動工具・家電等の買取販売のリユース店「ハンズクラフト」、ブランド・貴金属買取販売のリユース店「エコプラス」を出店しています。宅配買取、出張買取やLINE査定など、店舗に来店いただくなくても不用品の査定が気軽にできるスキームを構築させ、買取部門の強化をしています。2025年6月には沖縄県においての3店舗目である沖縄豊見城店をオープンいたしました。

これらの結果、リユース事業の売上高は1,135,145千円（前年同期比15.3%増）、セグメント利益は194,324千円（前年同期比24.5%増）となりました。

##### <ライフサポート事業>

ライフサポート事業におきましては、グループ会社である株式会社ハンズライフサポートで、中核事業である遺品整理・生前整理のほかに、不用品の回収、引越やハウスクリーニング・メンテナンス、害虫駆除など多様なサービスを行う事業として展開しております。遺品整理士の資格を有する従業員が在籍しており、遺品整理・生前整理においては専任してサービスを提供し、専門性を高めつつ、効率化を図っています。国内において不用品に取り扱われる什器や家具、食器、ぬいぐるみなどをフィリピンなどに輸出することで、収益性のみならず、環境に配慮したビジネスを展開します。

また、小規模のリフォーム工事を受注できるようになり、さらにお客様の困ったに寄り添ったサービスを展開することができております。

これらの結果、ライフサポート事業の売上高は32,734千円（前年同期比56.1%増）、セグメント利益は7,821千円（前年同期比504.8%増）となりました。

##### <不動産事業>

不動産事業といたしましては、福岡県北九州市を中心に採算性を考慮した家賃収入を獲得してきました。さらなる不動産事業の成長を見込み、2023年12月に全国宅地建物取引協会連合会に加入し、テナント収入および居住用物件の獲得を目指しています。最後に、不動産事業につきましては、ライフサポート事業と連携し、ワンストップによる相続サービスを提供することで顧客満足度の向上を図ります。不動産事業においては、グループ会社全体として営業活動を行い、収益性の確保に努めます。

今期は居住用不動産において退去等があり売上高が減少しましたが、建物の修繕費が減少したことにより利益を確保することができております。

また、今後は不動産の売買・仲介にも着手し事業の拡大を目指してまいります。

これらの結果、不動産事業の売上高は 5,776 千円（前年同期比 12.4%減）、セグメント利益は 3,972 千円（前年同期比 42.3%増）となりました。

## （２）キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べて 15,008 千円減少し、619,948 千円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況と主な要因は、次のとおりであります。

### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は 16,327 千円（前中間連結会計期間は 79,146 千円の獲得）となりました。これは主に、棚卸資産の増加額 62,340 千円に加え売上債権の増加額 9,750 千円により資金が減少したことによるものであります。

### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は 33,093 千円（前中間連結会計期間は 12,906 千円の使用）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出 15,060 千円等により資金が減少したことによるものであります。

### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果獲得した資金は 34,413 千円（前中間連結会計期間は 138,689 千円の獲得）となりました。これは主に、長期借入れによる収入 150,000 千円により資金が増加したことによるものであります。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### （１）生産実績

当社グループは、生産活動を行っていないため該当事項はありません。

### （２）仕入実績

当中間連結会計期間の仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	仕入高（千円）	前年同期比（％）
リユース事業	741,653	118.9
合計	741,653	118.9

（注）ライフサポート事業及び不動産事業については、仕入実績がないため、記載を省略しております。

### （３）受注実績

当社グループは、受注活動を行っていないため該当事項はありません。

#### (4) 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
リユース事業	1,135,145	115.3
ライフサポート事業	32,734	156.1
不動産事業	5,776	87.6
合計	1,173,655	116.0

(注1) 事業部門間の内部取引については相殺消去しております。

(注2) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については総販売実績の10%以上の相手がないため、記載を省略しております。

#### 3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの経営方針及び対処すべき課題について、重要な変更はありません。

#### 4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2025年3月31日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market 及び証券会員制法人福岡証券取引所が運営を行っております証券市場 Fukuoka PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

##### 担当 J-Adviser との契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しております。当社では、フィリップ証券(株)を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2022年11月30日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約(以下「当該契約」という)を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

##### <J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社(以下「甲」という)が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)(以下「乙」という)は J-Adviser 契約(以下「本契約」という)を即日無催告解除することができる。

##### 債務超過

甲がその連結会計年度の末日(連結財務諸表を作成していない場合には、当事業年度の末日)に債務超過の状態である場合において(上場後3年間に終了する事業年度において債務超過となった場合を除く)1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間(以下この項において「猶予期間」という。)において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法(以下「産競法」という)第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を

受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る)には、2年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日(猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日)までの期間内)に債務超過の状態から脱却しえなかつたとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度(甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む)を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)から(c)の場合の区分に従い、当該(a)から(c)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む)を行う場合当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

#### 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

#### 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る)

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう)又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止し場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前(休業日を除外する)の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通投資者総会を含む)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む)についての書面による報告を受けた日)

c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合( b の規定の適用を受ける場合を除く)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(非上場会社を完全子会社とする株式交換、非上場会社を子会社化する株式交付、会社分割による非上場会社からの事業の承継、非上場会社からの事業の譲受け、会社分割による他の者への事業の承継、他の者への事業の譲渡、非上場会社との業務上の提携、第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、その他非上場会社の吸収合併又はこれら から までと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、甲が実質的な存続会社でない乙が認めた場合。

支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でない判断した場合。

虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

#### 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

#### 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

#### 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

#### 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

#### 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合であつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）

d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が 30%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

#### 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

#### 株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

#### 株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を 1 株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合。

#### 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

#### その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

担当F-Adviser との契約について

当社グループは、証券会員制法人福岡証券取引所が運営を行っております証券市場 Fukuoka PRO Market に上場しております。当社では、フィリップ証券(株)を担当F-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2024年9月11日にフィリップ証券(株)との間で、担当F-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、Fukuoka PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当F-Adviser を確保できない場合、当社株式はFukuoka PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<F-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という）はF-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態なくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記

#### 載した書面

- b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

#### 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

#### 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合  
甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る）  
甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
  - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合  
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
  - (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合  
当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
  - (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
  - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

#### 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止し

た場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する)の日
  - (a) Fukuoka PRO Market の上場株券等
  - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む)についての書面による報告を受けた日)
- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合( b の規定の適用を受ける場合を除く)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

#### 不適當な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(非上場会社を完全子会社とする株式交換、非上場会社を子会社化する株式交付、会社分割による非上場会社からの事業の承継、非上場会社からの事業の譲受け、会社分割による他の者への事業の承継、他の者への事業の譲渡、非上場会社との業務上の提携、第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、その他非上場会社の吸収合併又はこれら から までと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないとい乙が認めた場合。

#### 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

#### 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は、有価証券報告書等につき、特定上場有価証券規程及び法令等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でない判断した場合。

#### 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

#### 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

#### 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)福岡証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

#### 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

#### 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

#### 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

#### 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）。
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

#### 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

#### 株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

#### 株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を 1 株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合。

#### 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が Fukuoka PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

#### その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは証券会員制法人福岡証券取引所が当該銘柄の上場

廃止を適当と認めた場合。

< F-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項 >

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を証券会員制法人福岡証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当中間連結会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、次のとおりであります。なお、文中における将来に関する事項は、当中間連結会計期間末現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

流動資産は、前連結会計年度末に比べて59,299千円増加し、1,338,153千円となりました。

これは主として、商品が62,340千円増加したことによります。

(固定資産)

固定資産は、前連結会計年度末に比べて31,683千円増加し、348,935千円となりました。

これは主として、建物及び構築物が10,203千円、工具、器具及び備品が7,285千円増加したことによります。

(繰延資産)

前連結会計年度末に比べて1,078千円減少し、5,668千円となりました。

これは社債発行費償却を1,078千円計上したことによります。

以上の結果、資産合計は、前連結会計年度末に比べて89,904千円増加し、1,692,756千円となりました。

(流動負債)

流動負債は、前連結会計年度末に比べて13,957千円増加し、476,976千円となりました。

これは主として、未払法人税等が25,114千円増加したことによります。

(固定負債)

固定負債は、前連結会計年度末に比べて29,292千円増加し、980,574千円となりました。

これは主として、長期借入金が43,044千円増加したことによります。

以上の結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べて43,249千円増加し、1,457,550千円となりました。

(純資産)

純資産は、前連結会計年度末に比べて46,654千円増加し、235,205千円となりました。

これは親会社株主に帰属する中間純利益46,654千円を計上したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」に記載しております。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

2025年6月30日現在における重要な新設等の契約は次のとおりであります。

会社名	事業所名(所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
				総額(千円)	既支払額(千円)		着手	完了	
(株)ライフクリエイト	ハンズクラフト宮崎新名爪店(宮崎県宮崎市)	リユース事業	店舗	20,000	2,534	自己資金及び借入金	2025年6月	2025年8月	(注)

(注) 完成後の増加能力につきましては、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第5【発行者の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2025年6月30日)	公表日現在発行数(株) (2025年9月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,600,000	1,200,000	400,000	400,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market) 福岡証券取引所 (Fukuoka PRO Market)	単元株式数 100株
計	1,600,000	1,200,000	400,000	400,000		

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません

#### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません

#### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2025年1月1日～ 2025年6月30日	-	400,000	-	20,000	-	-

#### (6)【大株主の状況】

2025年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社LCマネジメント	福岡県北九州市小倉北区浅野二丁目17番20-1903号	200,000	50.00
有富 修	福岡県北九州市小倉北区	199,800	49.95
株式会社アンサーホールディングス	北九州市小倉北区浅野二丁目15番46号	200	0.05
計	-	400,000	100.00

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 400,000	4,000	単元株式数 100株
単元未満株式			
発行済株式総数	400,000		
総株主の議決権		4,000	

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)						
最低(円)						

(注) 2025年1月から2025年6月については、売買実績はありません。

3【役員状況】

前連結会計年度の発行者情報の提出日後、当中間発行者情報の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

## 第6【経理の状況】

### 1 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第25号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて、連結財務諸表規則第4編の規程により、第2種中間連結財務諸表を作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項及び証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の施行規則」第115条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

### 2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項及び証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第127条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)の中間連結財務諸表について、監査法人コスモスによる監査を受けております。

1【中間連結財務諸表等】

(1)【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	634,956	619,948
売掛金	77,388	87,138
商品	535,889	598,229
前払費用	14,873	15,741
その他	16,604	17,952
貸倒引当金	858	858
流動資産合計	1,278,854	1,338,153
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	233,747	243,951
車両運搬具	18,107	18,416
工具、器具及び備品	29,069	36,355
土地	84,453	84,453
建設仮勘定	-	2,534
減価償却累計額	112,681	122,322
有形固定資産合計	252,697	263,388
無形固定資産		
ソフトウェア	2,452	4,247
無形固定資産合計	2,452	4,247
投資その他の資産		
保険積立金	1,231	8,622
敷金	38,493	42,426
長期前払費用	6,809	5,550
繰延税金資産	8,852	14,726
その他	6,714	9,974
投資その他の資産合計	62,100	81,299
固定資産合計	317,251	348,935
繰延資産		
社債発行費	6,746	5,668
繰延資産合計	6,746	5,668
資産合計	1,602,852	1,692,756

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	6,083	6,845
短期借入金	150,000	150,000
1年内償還予定の社債	30,000	30,000
1年内返済予定の長期借入金	177,306	183,675
未払金	34,772	24,740
未払費用	32,130	27,900
未払法人税等	5,302	30,417
預り金	5,206	4,205
その他	22,217	19,191
流動負債合計	463,018	476,976
固定負債		
社債	310,000	295,000
長期借入金	597,697	640,741
資産除去債務	35,813	36,973
その他	7,771	7,860
固定負債合計	951,282	980,574
負債合計	1,414,300	1,457,550
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,000	20,000
利益剰余金	168,551	215,205
株主資本合計	188,551	235,205
純資産合計	188,551	235,205
負債純資産合計	1,602,852	1,692,756

【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
売上高	1,011,834	1,173,655
売上原価	626,579	686,803
売上総利益	385,255	486,852
販売費及び一般管理費	353,897	411,121
営業利益	31,357	75,730
営業外収益		
助成金収入	738	4,345
受取手数料	207	-
還付加算金	155	-
その他	31	1,259
営業外収益合計	1,131	5,604
営業外費用		
支払利息	3,567	7,459
社債発行費償却	-	1,078
その他	-	1,468
営業外費用合計	3,567	10,006
経常利益	28,921	71,328
税金等調整前中間純利益	28,921	71,328
法人税、住民税及び事業税	8,783	30,460
法人税等調整額	6,506	5,786
法人税等合計	2,277	24,674
中間純利益	26,644	46,654
親会社株主に帰属する中間純利益	26,644	46,654

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
	(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
中間純利益	26,644	46,654
中間包括利益	26,644	46,654
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	26,644	46,654

【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	20,000	123,243	143,243	143,243
当中間変動額				
親会社株主に帰属 する中間純利益		26,644	26,644	26,644
当中間変動額合計	-	26,644	26,644	26,644
当中間期末残高	20,000	149,887	169,887	169,887

当中間連結会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	20,000	168,551	188,551	188,551
当中間変動額				
親会社株主に帰属 する中間純利益		46,654	46,654	46,654
当中間変動額合計	-	46,654	46,654	46,654
当中間期末残高	20,000	215,205	235,205	235,205

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	28,921	71,328
減価償却費	7,866	11,536
支払利息	3,567	7,459
売上債権の増減額 ( は増加)	5,994	9,750
棚卸資産の増減額 ( は増加)	979	62,340
仕入債務の増減額 ( は減少)	4,387	761
未払又は未収消費税等の増減額	42,216	7,696
長期前払費用の増減額 ( は増加)	761	1,259
その他	6,173	27,950
小計	97,385	15,393
利息の支払額	3,567	7,413
助成金の受取額	-	4,345
法人税等の支払額又は還付額 ( は支払)	14,672	2,134
営業活動によるキャッシュ・フロー	79,146	16,327
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	-	3,500
有形固定資産の取得による支出	9,162	15,060
無形固定資産の取得による支出	2,352	2,700
保険積立金の積立による支出	336	7,390
敷金及び保証金の差入による支出	1,100	3,932
その他	44	509
投資活動によるキャッシュ・フロー	12,906	33,093
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 ( は減少)	50,000	-
長期借入れによる収入	30,000	150,000
長期借入金の返済による支出	86,324	100,587
社債発行による収入	245,013	-
社債の償還による支出	-	15,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	138,689	34,413
現金及び現金同等物の増加額 ( は減少)	204,928	15,008
現金及び現金同等物の期首残高	281,402	634,956
現金及び現金同等物の中間期末残高	486,330	619,948

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

株式会社ハンスライフサポート

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間会計期間の末日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法を採用しております。

(中間連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しています。)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

車両運搬具 2～4年

工具、器具及び備品 3～8年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還期間にわたり、定額法により償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

リユース事業

リユース事業においては、店舗における顧客への商品引き渡し時点において顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、当該引き渡し時点で収益を認識しております。

#### ライフサポート事業

ライフサポート事業においては、遺品整理・生前整理・引っ越し作業等のサービスを提供しており、その主な履行義務の内容は、役務の提供を行うことであり、当該履行義務を充足する通常の時点は、当該役務の提供時点であると判断し、同時点で収益を認識しております。

#### 不動産事業

不動産事業における収益は、主として不動産賃貸収入であり、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日 企業会計基準委員会)に従い、賃貸借契約期間にわたって収益を認識しております。

#### (6) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

#### (中間連結貸借対照表関係)

担保に供されている資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年6月30日)
建物及び構築物	5,325千円	5,027千円
土地	51,654千円	51,654千円
計	56,980千円	56,682千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年6月30日)
1年内返済予定の長期借入金	4,992千円	4,992千円
長期借入金	25,456千円	22,960千円
計	30,448千円	27,952千円

#### (中間連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自2024年1月1日 至2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自2025年1月1日 至2025年6月30日)
給与手当	99,384千円	122,542千円
地代家賃	47,331千円	56,800千円
支払手数料	43,553千円	52,737千円

#### (中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自2024年1月1日至2024年6月30日)

##### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	400	399,600		400,000
合計	400	399,600		400,000

(注) 2024年3月27日開催の取締役会決議により、2024年3月27日付で普通株式1株を1,000株に分割しております。これにより株式数は399,600株増加し、400,000株となっております。

2. 自己株式の種類及び株式に関する事項  
該当事項はありません。
3. 新株予約権に関する事項  
該当事項はありません。
4. 配当に関する事項  
該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	400,000			400,000
合計	400,000			400,000

2. 自己株式の種類及び株式に関する事項  
該当事項はありません。
3. 新株予約権に関する事項  
該当事項はありません。
4. 配当に関する事項  
該当事項はありません。

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の中間期末残高は、中間連結貸借対照表に掲記されている現金及び預金残高と一致しております。

（リース取引関係）

内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払費用」、「預り金」は、現金であること、及びその他は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前連結会計年度（2024 年 12 月 31 日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金	38,493	34,466	4,026
資産計	38,493	34,466	4,026
社債（1年内償還予定を含む）	340,000	337,629	2,370
長期借入金（1年内返済予定を含む）	775,003	772,803	2,199
負債計	1,115,003	1,110,433	4,569

当中間連結会計期間（2025年6月30日）

	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金	42,426	36,694	5,731
資産計	42,426	36,694	5,731
社債（1年内償還予定を含む）	325,000	321,722	3,277
長期借入金（1年内返済予定を含む）	824,416	823,873	542
負債計	1,149,416	1,145,596	3,819

（注）1. 市場価格のない株式等は含んでおりません。当該金融商品の中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）は以下のとおりであります。

（単位：千円）

区分	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年6月30日)
非上場株式		566

## 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）に計上している金融商品以外の金融商品  
前連結会計年度（2024年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	-	34,466	-	34,466
資産計	-	34,466	-	34,466
社債（1年内償還予定を含む）	-	337,629	-	337,629
長期借入金 （1年内返済予定を含む）	-	772,803	-	772,803
負債計	-	1,110,433	-	1,110,433

当中間連結会計期間（2025年6月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	-	36,694	-	36,694
資産計	-	36,694	-	36,694
社債 （1年内償還予定 を含む）	-	321,722	-	321,722
長期借入金 （1年内返済予定 を含む）	-	823,873	-	823,873
負債計	-	1,145,596	-	1,145,596

（注） 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

**敷金**

敷金の時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により査定しており、レベル2の時価に分類しております。

**長期借入金**

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

**社債**

社債の時価については、元利金の合計額を新規に同様の発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

**（有価証券関係）**

前連結会計年度（2024年12月31日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（2025年6月30日）

非上場株式等（中間連結貸借対照表計上額 556千円）については、市場価格のない株式等のため、記載しておりません。

**（資産除去債務関係）**

資産除去債務のうち中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

各店舗の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込み期間を取得から12年と見積り、割引率は0.038%～1.662%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 （自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日）	当中間連結会計期間 （自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月30日）
期首残高	31,587千円	35,813千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	4,103	1,092
時の経過による調整額	123	67
期末残高	35,813	36,973

### (賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

当社では、福岡県において、賃貸用のテナントビル及び賃貸住宅等を有しております。当該賃貸不動産に関する賃貸損益は7,403千円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価、販売費及び一般管理費に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位:千円)

		当連結会計年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
連結貸借対照表計上額		
	期首残高	87,393
	期中増減額	946
	期末残高	86,447
期末時価		107,978

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。  
2. 期中増減額のうち、減少額は減価償却であります。  
3. 期末の時価は、主に「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものも含む)であります。

当中間連結会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

賃貸等不動産の中間連結貸借対照表計上額及び中間連結決算日における時価に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

### (収益認識関係)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

(単位:千円)

区分	報告セグメント			合計
	リユース 事業	ライフサポート 事業	不動産 事業	
顧客との契約から生じる収益	984,277	20,957	-	1,005,234
その他の収益(注)	-	-	6,599	6,599
外部顧客への売上高	984,277	20,957	6,599	1,011,834

(注)「その他の収益」は「リース取引に関する会計基準」に基づく不動産賃貸収入であります。

当中間連結会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

(単位:千円)

区分	報告セグメント			合計
	リユース 事業	ライフサポート 事業	不動産 事業	
顧客との契約から生じる収益	1,135,145	32,734	-	1,167,879
その他の収益(注)	-	-	5,776	5,776
外部顧客への売上高	1,135,145	32,734	5,776	1,173,655

(注)「その他の収益」は「リース取引に関する会計基準」に基づく不動産賃貸収入であります。

- 1 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報  
顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。
- 2 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間連結会計期間末において存在する顧客との契約から当中間連結会計期間後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産の残高

売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の残高は、以下の通りであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)	当中間連結会計期間 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	74,282	77,388
顧客との契約から生じた債権 (中間期末(期末)残高)	77,388	87,138

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。当社グループは「リユース事業」、「ライフサポート事業」及び「不動産事業」の3つの事業を報告セグメントとしております。

「リユース事業」は、中古工具の買取販売及びブランド・貴金属の買取販売を行っております。

「ライフサポート事業」は、遺品整理・生前整理などの片づけサービス、引っ越しや掃除など多様なサービスの提供を行っております。

「不動産事業」は、店舗・住居等の不動産を貸して家賃収入を得ております。今後は不動産売買等も行う予定です。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の資産の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一となっております。報告セグメントの利益は、営業利益ベースでの数値です。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の資産の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	中間連結財務 諸表計上額 (注)2
	リユース事 業	ライフサポ ート 事業	不動産 事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	984,277	20,957	6,599	1,011,834	-	1,011,834
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	984,277	20,957	6,599	1,011,834	-	1,011,834
セグメント利益	155,979	1,293	2,791	160,065	128,707	31,357
セグメント資産	662,443	12,897	86,986	762,327	595,457	1,357,784
その他の項目						
減価償却費	3,956	1,545	667	6,170	1,695	7,866
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	6,409	1,094	-	7,503	3,041	10,545

注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

セグメント利益の調整額 128,707千円は、主に各報告セグメントに配分しない全社費用であります。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

セグメント資産の調整額 595,457千円は、各報告セグメントに配分しない全社資産であります。全社資産は主に現金及び預金、本社管理部門にかかる有形固定資産等であります。

減価償却費の調整額 1,695千円は、各報告セグメントに配分しない全社資産に係る減価償却費であります。

有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額 3,041千円は、各報告セグメントに配分していない全社に係るものであります。

2. セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と調整しております。

当中間連結会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント				調整額 (注)1	中間連結財務 諸表計上額 (注)2
	リユース事 業	ライフサポ ート 事業	不動産 事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	1,135,145	32,734	5,776	1,173,655	-	1,173,655
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	1,135,145	32,734	5,776	1,173,655	-	1,173,655
セグメント利益	194,324	7,821	3,972	206,118	130,387	75,730
セグメント資産	920,604	71,664	86,036	1,078,305	614,450	1,692,756
その他の項目						
減価償却費	8,446	520	426	9,392	2,143	11,536
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	16,216	-	-	16,216	7,558	23,774

注) 1 . 調整額は、以下のとおりであります。

セグメント利益の調整額 130,387千円は、主に各報告セグメントに配分しない全社費用であります。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

セグメント資産の調整額 614,450千円は、各報告セグメントに配分しない全社資産であります。全社資産は主に現金及び預金、本社管理部門にかかる有形固定資産等であります。

減価償却費の調整額 2,143千円は、各報告セグメントに配分しない全社資産に係る減価償却費であります。

有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額 7,558千円は、各報告セグメントに配分していない全社に係るものであります。

2 . セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と調整しております。

## 【関連情報】

前中間連結会計期間（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日）

### 1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

### 2．地域ごとの情報

#### (1)売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

#### (2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

### 3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間連結損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先がないため記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日）

### 1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高 90%を超えるため、記載を省略しております。

### 2．地域ごとの情報

#### (1)売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

#### (2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

### 3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間連結損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先がないため記載を省略しております。

## 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日）

該当事項はありません。

## 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

前連結会計年度 （2024年12月31日）	当中間連結会計期間 （2025年6月30日）
1株当たり純資産額	471円38銭
	1株当たり純資産額
	588円01銭

前中間連結会計期間 （自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）	当中間連結会計期間 （自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）
1株当たり中間純利益	66円61銭
	1株当たり中間純利益
	116円64銭

（注）1．当社は、2024年3月27日開催の取締役会の決議に基づき、2024年3月27日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間純利益を算定しております。

（注）2．潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）3．1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 （自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）	当中間連結会計期間 （自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	26,644	46,654
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	26,644	46,654
期中平均株式数(株)	400,000	400,000

（重要な後発事象）

資金の借入

当社は、当中間連結会計期間末後、以下のとおり借入を実行いたしました。

借入の概要

- ・借入先：株式会社 佐賀銀行
- ・借入金額：5,000万円
- ・利率：短期プライムレート連動金利
- ・契約日：2025年9月16日
- ・契約期間：契約締結より5年間
- ・担保の有無：無担保・無保証
- ・資金の用途：長期運転資金
- ・財務制限条項：なし

#### 借入の概要

- ・借入先：株式会社 広島銀行
- ・借入金額：15,000 万円
- ・利率：TIBOR ベース 1 か月 + スプレッド
- ・契約日：2025 年 9 月 16 日
- ・契約期間：契約締結より 1 年間
- ・担保の有無：無担保・無保証
- ・資金の用途：運転資金
- ・財務制限条項：なし

#### 借入の概要

- ・借入先：株式会社 西日本シティ銀行
- ・借入金額：10,000 万円
- ・利率：基準金利 + スプレッド
- ・契約日：2025 年 9 月 16 日
- ・契約期間：契約締結より 5 年間
- ・担保の有無：無担保・無保証
- ・資金の用途：長期運転資金
- ・財務制限条項：なし

(2)【その他】

該当事項はありません。

**第7【外国為替相場の推移】**

該当事項はありません。

## 第二部【特別情報】

### 第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

### 第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2025年9月30日

株式会社 ライフクリエイト  
取締役会 御中

監査法人 **コスモス**  
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 新開 智之  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 外山 雄一

### 中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ライフクリエイトの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ライフクリエイト及び連結子会社の2025年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間連結財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の中間監査報告書

2025年9月30日

株式会社 ライフクリエイト  
取締役会 御中

監査法人 コスモス  
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 新開 智之  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 外山 雄一

中間監査意見

当監査法人は、証券会員制法人福岡証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第127条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ライフクリエイトの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ライフクリエイト及び連結子会社の2025年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間連結財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上